

平成26年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年9月22日（第15日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	本山隆也	生涯学習課長	小川豊年
農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

17番	久原房義	1番	川崎一平
-----	------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第42号 平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)

日程第3 議案第54号 平成26年度白石町一般会計補正予算(第3号)
(討論・採決)

日程第4 報告第10号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)

日程第5 報告第11号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)

日程第6 発議第6号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書について

日程第7 発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

日程第8 発議第8号 農業・農協改革に関する意見書について

日程第9 常任委員会の閉会中における所管事務調査

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、久原房義議員、川崎一平議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第42号「平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案は、質疑が終了しておりますので、討論から入ります。討論ありませんか。

○秀島和善議員

議案第42号「平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場で討論をさせていただきます。

消費税増税と諸物価の値上がりによって、4月の実質賃金は前年比でマイナス

3.4%と、4月としてはこの20年来最大の落ち込みになりました。10年ぶりの賃上げをはるかに上回る増税が押しつけられ、世論調査でも7割、8割の国民が消費税増税で生活が大変苦しくなったと答えています。この国民生活の苦境を想定内と言っただけからず、国民の暮らしそっちのけで大企業減税や目先の株価対策を成長戦略などとする安倍政権には、日本経済をまともな成長の軌道に乗せることはできません。今求められているのは、大企業の内部留保を活用した賃上げや中小企業支援と一体となった最低賃金の引き上げ、消費税増税の中止、応能負担の原則を貫いた税財政の改革、社会保障の充実など、国民の所得をふやし、家計を温め、消費と需要を活発にして経済を立て直す経済政策の転換である。本町の農家や商売をする町民、高齢者、若い子育て真っ最中の若者なども、どん底の経済から脱し切れず、毎日、医療、雇用、生活、子育てなどに大きな不安を抱えて生活しています。このような実態にあるからこそ、暮らしと福祉と産業の守り手としての行政の仕事は、全力を挙げて一人の町民をも路頭に迷わさないという決意で臨むべきです。

私は、以下8点、決算にはどうしても賛成しかねますので、田島町長は町民の暮らしと命をしっかりと守るという責任から新年度の予算にしっかりと反映させていただくことを求めるものです。

まず第1に、高い国保税を引き下げるために国民健康保険特別会計に思い切って繰り入れて、1世帯年間1万円の引き下げを実行するべきです。

第2に、後期高齢者医療制度への負担金は町民の願いとは逆行しています。財界が喜ぶような医療制度ではなく、真に町民のためになる医療であり、老後が安心できる医療制度が必要です。一日も早く制度を廃止して、もとの老人医療制度に戻すことが必要です。

第3に、障害者自立支援法関連予算について反対であります。新体系に移行すると言っていますが、法律上の応益負担と日割りの補助の廃止については今でもそのまましているところに指摘をしておきます。

第4に、子供の医療費の対象者を高校卒業までに拡大すること。

第5に、同和事業や同和教育などを廃止すべきです。全国でも部落解放同盟の不法事件は全国各地での職員の不正や暴力団との癒着問題、現在も確認会、糾弾会の方針は堅持しています。

第6に、新幹線西九州ルート事業の推進を図る事業費としての謝礼金とも言える県の補助金1,485万2,000円は不要です。佐賀県民の約7割弱が長崎新幹線は無駄と言っている中、何ゆえ町民、県民の血税である税金を、3,000億円近い予算を使う必要があるのでしょうか。そのような県民の意向と逆行する税金を使わずに、県としても一日も早く子供の医療費の無料化を小学校6年生まで実現することがよほど重要です。

第7に、高い水道料金を引き下げるために水道特別会計に繰り入れを増額するべきです。

最後に、第8として、太陽光発電システムの導入促進のために、町単独でも補助金を今後とも必要としているところです。生きる権利は町民にあり、守る義務は国と県と町にあるのです。現在、政府は年金引き下げや支給年齢を68歳にする考え、その上、消費税率を8%から10%へ引き上げる計画です。国が国民の命と暮らしを守らないの

であれば、最後のとりでとして白石町が体を張って町民の暮らしと命を、そして福祉を守るべきではありませんか。議員各位の御理解と御賛同をお願いし、反対討論とさせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。本案は「平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定」であります。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第42号は認定することに決定しました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第54号「平成26年度白石町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

○赤坂隆義産業課長

おはようございます。

先日、18日の産業建設常任委員会の補正審議の中で、法人化支援補助金の件で、川崎議員より質問がございましたが、集落営農組織でなく、地域担い手が法人化を設立した場合も助成はあるのかという質問がありました。そのときに、個人での法人設立には助成はありませんというお答えをしておりましたが、追加説明ではありますが、平成26年度からは、集落営農の法人化に加え、地域農業に貢献する複数個別経営者の法人化やまた法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合にも助成の対象というふうに拡充がなされていますので、修正方をお願いしたいと思います。

なお、個人での法人設立については、18日の説明のとおりでございます。

以上、修正方をよろしくお願いしたいと思います。

○白武 悟議長

本案は、質疑が終了しておりますので、討論から入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第54号「平成26年度白石町一般会計補正予算(第3号)」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4、5

○白武 悟議長

日程第4及び日程第5、報告第10号及び報告第11号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」は、事案が同じですので、あわせて報告を求めます。

○岩永康博建設課長

報告第10号「専決処分の報告について」御報告をいたします。

町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、下記の和解及び損害賠償額の決定について処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分をごらんください。

福富地域の町道住ノ江北区線と町道北区北部線を接続する町が管理する道路で発生した道路施設の瑕疵による交通事故に係る和解及び損害賠償額の確定について、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により次のとおり専決処分をいたしております。

専決日については平成26年9月18日であります。

1、相手方はここに記載してある方でありまして、2、和解の内容及び賠償額ですが、相手方の車両損害賠償金及び当該事故に係る諸経費として、町は(2)の損害賠償額38万5,300円を支払うものであります。

事故の概要については、平成26年8月18日午後3時30分ごろ、町道住ノ江北区線と町道北区北部線を接続する町が管理する道路において、相手方運転の車両が損壊した道路側溝に脱輪をしまして制御不能となりまして、前方に設置してあった漁業用資材及びガードレールに衝突したものです。

以上、報告します。

引き続き報告第11号「専決処分の報告について」御報告いたします。

これは報告第10号の関連であります。

専決処分をごらんください。

専決日は同じく平成26年9月18日であります。

1、相手方はここに記載してある方でありまして、2、和解の内容及び賠償額ですが、相手方の漁業用資材の損害賠償金として、町は(2)の損害賠償額8万5,217円を支払うものです。

事故の概要は、平成26年8月18日午後3時30分ごろ、町道住ノ江北区線と町道北区北部線を接続する町が管理する道路において発生した道路施設の瑕疵による交通事故により、相手方の漁業用資材を損壊させたものです。

以上、報告します。御審議の方、よろしく願いいたします。

○白武 悟議長

質疑ありませんか。

○久原房義議員

報告第10号、報告第11号と一緒にすけども、この道路施設の瑕疵による交通事故ということですが、どういった状況だったのか、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○岩永康博建設課長

場所については、新渡大橋の東側の側道でありまして、そこに落ちぶた側溝があります。その落ちぶた側溝1枚ががたつきがあつて、それで軽トラックを運転しておられる方がその側溝の上に乗って、その側溝ぶたがはね上がってタイヤのほうに挟まったと。で、脱輪して、5メートル先に漁業用資材の竹のさおですね、それと車載用トラックがありまして、それにちょっとぶつかつて、その後、11メートル先にガードレールがありまして、そのガードレールにぶつかったと。それで、軽トラックが破損したというふうになっております。

以上です。

○溝上良夫議員

側溝がはねてということですが、この事故の後、調査はもちろんされたんでしょうね。

○岩永康博建設課長

道路パトロールについては、月に2回ほどしておりまして、早速そのようながたつきがないかということ点を点検しております。事故現場については、すぐ復旧をして、今回コンクリートぶたじゃなくてグレーチングぶたをはめて、グレーチングぶたは1メートルと長くなりますので、安定感がありますので、その分で復旧をしております。

以上です。

○久原久男議員

この事故ですが、普通のあれでしたら過失の割合というのが出てくるわけですが、この辺のことはわかりますか。

○岩永康博建設課長

事故の過失割合ですけど、今回の事故については町が管理する道路の側溝のふたのがたつき、破損で、がたつきによる原因ということで、10、ゼロで、町のほうが全面的に管理不十分ということで、そういうふうになっております。

以上です。

○久原久男議員

10、ゼロということですが、その場合、保険料が高くなると、あるいはまたもとに戻ると、そういうふうなことはない。

○百武和義総務課長

この件については、前もお答えしたかと思いますが、事故によって損害賠償額が発生をしても保険金額には影響がございません。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、発議第6号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書について」を議題とします。

事務局に意見書案を朗読させます。

○鶴崎俊昭議会事務局長

手話言語法（仮称）制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がある。2006、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。日本政府は、障害者権利条約を批准し、既に成立した改正障害者基本法では、全て障がい者は可能な限り、言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供たちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた手話の法整備を国として実現することが必要であると考える。よって、国会と政府が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月。佐賀県白石町議会。

衆議院議長伊吹文明様、以下様を略します、参議院議長山崎正昭、内閣総理大臣安倍晋三、厚生労働大臣塩崎恭久。

以上です。

○白武 悟議長

趣旨説明を求めます。

○内野さよ子議員

提案理由を申し上げます。

今、意見書の案にもありましたように、手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であるという。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかし、ろう学校等では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきたという長い歴史があります。

本年4月に、佐賀県聴覚障害者サポートセンターが佐賀市内のほうに新しく開設をされました。そこで、9月20日、先週の土曜日ですが、聴覚障害者センターのフェアが行われていたところへ様子を見てきました。子供さんたちも楽しく手話や手遊びなどを学ばれておられました。聞こえない子供たちが、手話を身につけ、手話で学べるような法整備をと強く思ったところです。

そこで、これからの日本の社会において、普及、研究することのできる環境整備に向けた手話の法整備を国として実現することがとても大切なことだと思っているところです。よって、会議規則第13条第2項の規定により意見書案を提出いたします。よろしく願いいたします。

○白武 悟議長

お諮りします。

発議第6号につきましては、全員賛成による提出であり、内容等も判明しておりますので、質疑、討論を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより発議第6号「手話言語法(仮称)制定を求める意見書について」採決をいたします。

お諮りします。

発議第6号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、発議第7号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」を議題とします。

事務局に意見書案を朗読させます。

○鶴崎俊昭議会事務局長

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)。

我が国では、ウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上といわれるほど蔓延している。中でも、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎ウイルス感染や集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染については、肝炎対策基本法などにおいて国の法的責任が明確になっている。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療がB型、C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上り、本町においても該当する患者が存在し、看過できない問題になっている。特に、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。さらに、肝臓機能障害に係る身体障害者福祉法上の障がい認定制度は、認定基準が極めて厳しいため、患者に対する実効性のある生活支援には至っていない。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされた。肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。よって、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。1、肝硬変、肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る障がい認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障がい認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月。佐賀県白石町議会。

衆議院議長伊吹文明様、以下様を略します、参議院議長山崎正昭、内閣総理大臣安倍晋三、厚生労働大臣塩崎恭久。

以上です。

○白武 悟議長

趣旨説明を求めます。

○内野さよ子議員

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提案理由を説明します。

今、意見書の中にもありましたように、肝硬変や肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ない状況にあり、大変全国的にも多くなっています。特に、佐賀県においても、行政においても力を入れてある政策の一つだと言えらると思っています。しかし、肝臓機能障害に係る身体障害者福祉法上の障がい認定制度は、認定基準が極めて厳しいため、患者に対する実効性のある生活支援には至っていない状況にあります。肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であると言えらると思っています。よって、会議規則第

13条第2項の規定により意見書案を提出いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

お諮りします。

発議第7号につきましては、全員賛成による提出であり、内容等も判明しておりますので、質疑、討論を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより発議第7号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」採決をいたします。

お諮りします。

発議第7号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、発議第8号「農業・農協改革に関する意見書について」を議題とします。事務局に意見書案を朗読させます。

○鶴崎俊昭議会事務局長

農業・農協改革に関する意見書(案)。

政府は、本年6月に、農林水産業・地域の活力創造プランを改定し、農林水産業の産業としての競争力を強化するため、農山漁村の有する潜在力を発揮する施策を進めるとしている。改定プランでは、農業の成長産業化に向けて、農協制度に関する見直し事項が整理され、単位農協の機能強化、独自性の発揮が必要とされている。また、連合会、中央会は、単位農協の補完機能という観点から制度を見直すとするなど、自己改革の実行を強く要請している。改革プランによる単位農協の組合員、地域社会への影響としては、総合事業の分断による農業者の営農、生活支援の資金調達に対する影響や地域におけるライフラインとしての機能低下、正組合員の意向に反した運営などが懸念される。また、連合会の株式会社化は、利益最優先の事業展開、不採算事業からの撤退などの影響、中央会制度については、代表、総合調整機能や農政の推進、単位農協の経営指導等の機能発揮への影響が懸念される。政府は、自己改革を基本としつつも、所要の法整備を行うとしており、今後の政府の取りまとめいかんでは、前述した懸念が現実化するおそれがあり、白石地域における農業振興、地域社会への混乱が危惧される場所である。よって、農業・農協改革について、下記の事項を強く求める。

記。農業・農協改革の実施は、農家、組合員、組織の総意に基づく自己改革を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月。佐賀県白石町議会。

衆議院議長伊吹文明様、以下様を略します、参議院議長山崎正昭、内閣総理大臣安倍晋三、内閣官房長官菅義偉、農林水産大臣西川公也、内閣府特命担当大臣（規制改革）有村治子。

以上です。

○白武 悟議長

趣旨説明を求めます。

○大串弘昭議員

ただいま事務局のほうから意見書案が朗読されましたが、内容等については同じになりますけれども、提案理由を申し上げます。

政府は、本年6月に、農林水産業・地域の活力創造プランを改定し、農林水産業の産業としての競争力を強化するため、農山漁村の有する潜在力を発揮する施策を進めるとしている。改定プランでは、農業の成長産業化に向けて、農協制度に関する見直し事項が整理され、単位農協の機能強化、独自性の発揮が必要とされている。改革プランによる単位農協の組合員、地域社会への影響としては、総合事業の分断による農業者の営農、生活支援の資金調達に対する影響や地域におけるライフラインとしての機能低下、正組合員の意向に反した運営などが懸念される。よって、会議規則第13条第2項の規定により意見書案を提出する。よろしくお願い申し上げます。

○白武 悟議長

お諮りします。

発議第8号につきましては、全員賛成による提出であり、内容等も判明しておりますので、質疑、討論を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより発議第8号「農業・農協改革に関する意見書について」採決をいたします。

お諮りします。

発議第8号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、常任委員会の閉会中における所管事務調査を議題とします。

会議規則第72条の規定によりお手元に配付しておりますとおり、各常任委員長から閉会中の継続審査について申し出がっております。本件について各常任委員長から報告を願います。

○久原房義総務常任委員長

それでは、総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

まず、事件といたしましては3件を予定をいたしております。

第1番目には、先般発生しました広島のと砂災害現場の復旧状況について、11月17日に視察を予定をいたしております。

第2番目としまして、議会基本条例の運用についてを、香川県の坂出市議会の視察を11月18日に予定をいたしております。

第3番目には、公共施設等の総合管理計画について、先進地であります愛媛県の新居浜市を11月19日に視察を予定をいたしております。

以上、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査についての申し出をいたします。

○内野さよ子文教厚生常任委員長

閉会中の文教厚生常任委員会の継続調査申出書を提出をいたします。

事件として、これからの白石町事業推進のため、4月から開設された婚活事業について、それから今地域の中でも問題となっている認知症の予防の事業について、それから2月にコミュニティ・スクールの勉強会もありました。そのスクールの状況について学習をしたいということで、文教厚生常任委員会の中で決定をしています。

日程については、10月14日の火曜日に、大分県宇佐市において婚活事業と認知症の学習をします。それから、10月15日においては、春日市のコミュニティ・スクールの学習をします。それから、16日については、再度婚活事業の福岡県八女市における調査研究を行ってきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○大串弘昭産業建設常任委員長

それでは、産業建設常任委員会の閉会中における継続調査について御説明いたします。

まず、事件といたしましては、1番目に、農業生産法人の取り組みということにしております。

2件目に、飼料用米の取り組みということでございます。特に、今年度は米価が非常に安くなるような傾向にあるということで、今新聞紙上等でも言われておりますけれども、1俵から2,000円も3,000円も安くなるというふうな状況下にあつて、今後は飼料用米の問題が非常にクローズアップされるというふうに思っております。そういうふうなことで、2件目にこのことを上げております。

それから、3件目には、6次産業化の取り組みということにしております。これは、町も挙げて一生懸命やっておられる事業でございますので、我々も大いに研究、勉強したいと、このように思っております。

期間といたしましては、1、2につきましては10月29日水曜日に、広島県の世羅町にお願ひをしております。それから、3件目につきましても翌10月30日、これにつきましても同町の夢高原市場というところにおいて調査をするようにしております。よろしくお願ひします。

○白武 悟議長

お諮りします。

各委員長からの申し出を閉会中における所管事務調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出を閉会中における所管事務調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます前に町長より挨拶があります。

○田島健一町長

おはようございます。

平成26年9月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、9月8日からの長い期間でございましたが、議員の皆様方におかれましては提案いたしました平成25年度の白石町一般会計歳入歳出決算の認定の議案外において十分御審議をいただき、17議案について原案どおり可決いただきました。まずもってありがたく厚くお礼を申し上げます。今回も審議の過程におきましていろいろな御意見を賜りました。その意見につきましては、今後の町政執行に反映させていく所存でございます。どうぞ今後とも御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ところで、本定例議会の開会時にも若干のお話をさしあげましたが、ことし8月の一月の気象状況は例年になく異常な月であったと思います。白石町におきましても、降水量は一月で492ミリでございまして、過去30年間の平年値に比べますと2.8倍でございました。一方、日照時間につきましては84.9時間でございまして、平年の0.4倍でございました。9月に入りましても7日までは降雨があり、8月と同様な状況でございました。しかし、議会開会に合わせたように、9月8日からは快晴になりまして、日照時間も9月17日の時点で先月一月分を上回っております。本町は、1次産業が主産業でございまして、どうしても気象状況が気になるところでございます。実りの秋ということで、これから米などの収穫が始まるわけでございますけれども、反面タマネギ、キャベツ、イチゴなどの播種や植えつけという時期にもなっております。まずもって、天候が回復し、平年並みの気象、さらに台風の襲来がないことを祈るばかりでございまして。

今議会におきまして、諸議案の御承認をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○白武 悟議長

これもちまして平成26年第7回白石町議会9月定例会を閉会いたします。

10時12分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月22日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 久 原 房 義

署 名 議 員 川 崎 一 平

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭